

項 目	現 行	改 正 案
<p>第2章 特掲診療料</p> <p>第12部 放射線治療</p> <p>通則</p> <p>【通則の追加】</p> <p>【通則の見直し】</p>	<p>(追加)</p> <p>2 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。） 、3歳以上6歳未満の幼児又は6歳以上15歳 未満の小児に対して放射線治療（区分番号M0 00からM004までに掲げる放射線治療に限 る。）を行った場合は、小児放射線治療加算と して、当該放射線治療の所定点数にそれぞれ所 定点数の100分の60、100分の30、100分の15又 は100分の10に相当する点数を加算する。</p>	<p>1 放射線治療の費用は、第1節の各区分の所定 点数により算定する。ただし、放射線治療に当 たって、別に厚生労働大臣が定める保険医療材 料（以下この部において「特定保険医療材料」 という。）を使用した場合は、第1節の所定点 数に第2節の所定点数を合算した点数により算 定する。</p> <p>3 新生児、3歳未満の乳幼児（新生児を除く。 ）、3歳以上6歳未満の幼児又は6歳以上15歳 未満の小児に対して放射線治療（区分番号M0 00からM001-3まで及びM002からM 004までに掲げる放射線治療に限る。）を行 った場合は、小児放射線治療加算として、当該 放射線治療の所定点数にそれぞれ所定点数の10 0分の80、100分の50、100分の30又は100分の20 に相当する点数を加算する。</p>